

事務連絡
令和8年3月17日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課(室)御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「小規模社会福祉法人向け経理規程例」等の改正について

社会福祉法人制度の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「小規模社会福祉法人向け経理規程例」等の策定について(周知依頼)(令和2年11月30日当職事務連絡)にて、「小規模社会福祉法人向け経理規程例」をお示していたところですが、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け雇児総発第0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知)の改正を踏まえ、下記のとおり改正し令和8年4月1日に施行しますので、ご了知をお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

1 改正箇所

・別添1

・第74条第4項の下表

・別添2

・第10章契約事務 1契約事務 (3)随意契約 ②見積比較の下表

2 改正内容

契約の種類	金額	
-	改正後	(参考)現行

工事又は製造の請負	400万円	250万円
食料品・物品等の買入れ	300万円	160万円
全各号に掲げるもの以外	200万円	100万円

3 その他

軽微な修正を行う。

4 施行日

令和8年4月1日